

事務事業外部評価の結果について

第1 事務事業外部評価の概要

1 趣旨

外部の学識経験者および区民公募委員等により構成される大田区事務事業外部評価委員会を設置して、区の事務事業の検証及び評価をしていただき、その結果に基づいて事務事業の改善を行う。

2 実施方法

(1) 事前審査

外部評価委員に、事業実績等の統計資料、所管課による自己評価資料等を送付し、事前検討を行っていただいた。また、子ども家庭支援センターについては、実地調査を行っている。

(2) 公開審査（4日間）

複数の関連事業を体系的に一括して審査していただくこととし、外部評価委員が所管課との質疑を行った後、事業評価を行った。

3 対象事業の選定方法

区一般会計歳出予算事項別明細書の小事業で開始後概ね10年を経過した事業及びその関連事業の中から80事業を無作為抽出し、その中から事務事業外部評価委員が選定した。

4 対象事業及び公開審査実施日

(1) 平成23年10月15日（土）

開会式：10：00～10：20

審査時間	対象事業	所管部
10：20～11：20	住み替え家賃助成（ひとり親） 高齢者世帯住み替え家賃助成 心身障害者世帯住み替え家賃助成	福祉部
11：30～12：50	給付金援護 母子栄養食品支給	福祉部 保健所
14：00～15：20	介護予防事業費 （特別会計・一次予防事業） 健康づくり （健康入浴大学）	福祉部 保健所

(2) 平成 23 年 10 月 29 日 (土)

審査時間	対象事業	所管部
10 : 00 ~ 11 : 30	区民大学 地域講座 家庭・地域教育力向上支援事業	教育総務部
13 : 00 ~ 13 : 45	住宅修築資金融資事務	まちづくり推進部
13 : 55 ~ 14 : 40	区民住宅の管理	まちづくり推進部

(3) 平成 23 年 11 月 19 日 (土)

審査時間	対象事業	所管部
10 : 00 ~ 12 : 40	子ども家庭支援センター事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て力向上支援事業	こども家庭部
13 : 30 ~ 14 : 15	子育て応援サイトの運営	こども家庭部
14 : 25 ~ 15 : 10	区民農園	産業経済部

(4) 平成 23 年 12 月 3 日 (土)

審査時間	対象事業	所管部
10 : 00 ~ 11 : 00	夜間・休日窓口 (戸籍事務経費) (住民基本台帳、印鑑証明等事務経費)	区民部
11 : 10 ~ 11 : 55	資源の持ち去り防止対策	環境清掃部
13 : 30 ~ 14 : 15	職場外研修	経営管理部
14 : 25 ~ 15 : 25	区報の発行 区政 PR 刊行物の発行 大田区ホームページの提供	経営管理部

5 外部評価委員の氏名等

No	氏名	現職
1	委員長 御船 洋	中央大学商学部教授
2	委員長代理 飯島 大邦	中央大学経済学部准教授
3	松井 望	首都大学東京都市教養学部准教授
4	谷本 有美子	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター研究員
5	小原 洪一	大田区自治会連合会推薦
6	大和田 圭一	大田区民生委員・児童委員協議会推薦
7	光山 英雄	区民公募
8	中村 知恵子	区民公募

6 評価結果総括表

No	事業名	評価結果				
		廃止	縮小	現行 どおり	改善	拡充
1	住み替え家賃助成（ひとり親）	1人	4人		3人	
2	高齢者世帯住み替え家賃助成	1人	1人		6人	
3	心身障害者世帯住み替え家賃助成	1人	3人	1人	3人	
4	給付金援護		4人		3人	
5	母子栄養食品支給	3人	3人		1人	
6	介護予防事業費 （特別会計・一次予防事業）				7人	
7	健康づくり（健康入浴大学）	5人	1人		1人	
8	区民大学			1人	7人	
9	地域講座	3人	1人	2人	2人	
10	家庭・地域教育力向上支援事業	1人	1人	2人	3人	1人

No	事業名	評価結果				
		廃止	縮小	現行 どおり	改善	拡充
11	住宅修築資金融資事務	7人	1人			
12	区民住宅の管理	2人	4人		2人	
13	子ども家庭支援センター事業					
	①子どもと家庭に関する総合相談			2人	2人	4人
	②要支援家庭サポート事業			3人		5人
	③子育てひろば				6人	2人
	④乳幼児一時預かり保育事業	1人		1人	5人	1人
	⑤地域子育てコミュニティの育成支援			1人	5人	2人
14	ファミリー・サポート・センター事業			2人	5人	1人
15	子育て力向上支援事業			2人	4人	2人
16	子育て応援サイトの運営		1人	1人	5人	
17	区民農園				7人	
18	夜間・休日窓口 (戸籍事務経費)		4人	1人	3人	
19	(住民基本台帳、印鑑証明等 事務経費)					
20	資源の持ち去り防止対策		2人	2人	3人	1人
21	職場外研修			1人	6人	
22	区報の発行		1人	1人	5人	
23	区政PR 刊行物の発行		3人	1人	3人	
24	大田区ホームページの提供				2人	5人

第2 事務事業外部評価結果に対する区の対応

		公開審査結果(8人)				
		廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
事業内容	住み替え家賃助成（ひとり親） 区内の民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等のため転居を求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃等を助成する。	1人	4人		3人	
主な意見	<p>(廃止) ●制度開始から20年が経過し、利用件数や社会情勢の変化等から、優先度が低いと考え廃止とした。</p> <p>(縮小) ●子どもが転校を強いられないよう、学区内での転居を支援することが目的のひとつであると考え、学区内での転居とならないケースがほとんどであり、その達成状況からみて廃止に近い縮小と評価する。 ●利用実態や制度利用後の状況などの追跡調査を行った上で、家賃限度額区分を細かく設定する、あるいは転居一時金を災害により自宅を失った場合に限定する、家賃助成を立ち退きで公営住宅への入居待ちとなった期間に限定する、などセーフティネットの役割に絞った事業への見直しを進めるべきである。</p> <p>(改善) ●利便性向上のため、他の住宅支援事業との窓口の一本化を図るべきであり、縮小による改善を求めるという意味での「改善」の評価である。立ち退き事由への助成は、通常3か月の催告期間があるため事前の準備が可能なはずであり、現行制度を維持する必要性は低い。</p>					
区の対応	<p>●現に居住している賃貸住宅の取り壊し等のため転居を余儀なくされ、または火災のため居住の継続が困難なひとり親世帯に対する住宅確保のための事業という本来の目的に合わせ、助成内容を見直し、転居一時金のみとします。ただし、経過措置として家賃の一部助成を受けている方は、期間満了まで助成することとします。</p> <p>●現在、区の住宅確保支援事業が住宅課のほか、複数課で行われており、利用者にわかりにくくなっているため、窓口を一本化することにより、利便性の向上を図ります。</p>					
担当課	生活福祉課					

事業名	高齢者世帯住み替え家賃助成	公開審査結果(8人)				
事業内容	区内の民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等のため転居を求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等を助成する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
		1人	1人		6人	
主な意見	<p>(廃止) ●事業を廃止したとしても、対象世帯が直ちに生活保護に移行する可能性は極めて低いと考えられる。</p> <p>(縮小) ●転居一時金を災害により自宅を失った場合に限定する、家賃助成を立ち退きで公営住宅への入居待ちとなった期間に限定する、などセーフティネットの役割に絞った事業への見直しを進めるべきである。</p> <p>(改善) ●高齢人口の増加により、事業の必要性は認められるものの、家賃限度額区分のきめ細かな設定や高齢者住宅確保支援事業との窓口一本化などの見直しを行うべき。また、利用件数の増加に向けてターゲットを絞るなど効果的なPRを行うよう努められたい。</p>					
区の対応	<p>●現に居住している賃貸住宅の取り壊し等のため転居を余儀なくされ、または火災のため居住の継続が困難な高齢者世帯に対する住宅確保のための事業という本来の目的に合わせ、助成内容を見直し、転居一時金のみとします。ただし、経過措置として家賃の一部助成を受けている方は、期間満了まで助成することとします。</p> <p>●現在、区の住宅確保支援事業が住宅課のほか、複数課で行われており、利用者にわかりにくくなっているため、窓口を一本化することにより、利便性の向上を図ります。</p>					
担当課	地域福祉課					

事業名	心身障害者世帯住み替え家賃助成	公開審査結果(8人)				
事業内容	区内の民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等のため転居を求められている心身障害者世帯に対し、転居後の家賃等を助成する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
		1人	3人	1人	3人	
主な意見	<p>(廃止) ●制度開始から20年が経過し、利用件数や社会情勢の変化等から、優先度が低いと考え、廃止とした。</p> <p>(縮小) ●家賃限度額区分を細かく設定する、あるいは転居一時金を災害により自宅を失った場合に限定する、家賃助成を立ち退ぎで公営住宅への入居待ちとなった期間に限定する、などセーフティネットの役割に絞った事業への見直しを進めるべきである。</p> <p>(改善) ●家賃限度額区分のきめ細かな設定や高齢者等住宅確保支援事業との窓口一本化などの見直しを行うべきである。</p>					
区の対応	<p>●現に居住している賃貸住宅の取り壊し等のため転居を余儀なくされ、または火災のため居住の継続が困難な心身障害者世帯に対する住宅確保のための事業という本来の目的に合わせ、助成内容を見直し、転居一時金のみとします。ただし、経過措置として家賃の一部助成を受けている方は、期間満了まで助成することとします。</p> <p>●現在、区の住宅確保支援事業が住宅課のほか、複数課で行われており、利用者にわかりにくくなっているため、窓口を一本化することにより、利便性の向上を図ります。</p>					
担当課	地域福祉課					

事業名	給付金援護	公開審査結果(7人)				
事業内容	生活保護世帯の学齢期の児童・生徒の心身の健全な育成を図るための各種加算援護事業や被保護者自立促進事業による自立のための経費の支給を行う。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
			4人		3人	
主な意見	<p>(縮小)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加算援護事業は就学援助など他の事業と重複する部分があるため廃止すべきであり、自立支援事業は規模や対象を精査するべきである。 ●学童服等購入費支給の必要性は認められるものの、適正に使用されているかを調査するとともに対象者をより限定的にすることも必要であると考える。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加算援護事業は、実態調査を行い、標準服や運動衣のバウチャー制(用途を限定した商品券や引換券など)の導入を検討し、支給額の精査や用途の適正化を図る必要がある。 ●事業を継続しながら、同種の給付金との整理統合や支給対象などの見直しを行い、制度の改善を図りたい。 					
区の対応	<p>支給項目及び金額について見直しを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動衣購入費については、成長期の児童生徒のいる家庭への家計補助として継続します。ただし区内の小中学校指定店より実金額を聴取し、実態に見合った額に改めます。 ●修学旅行支度金については、就学援助制度との整合性も鑑み、旅行用品の一部補助として金額を改めます。 ●就職支度金については、生活保護法に基づく生業扶助の就職支度金が別にあるため廃止します。 ●学童服購入費については、本来生活保護法に基づく生活扶助により購入すべきものであるため廃止します。 ●夏季健全育成費については、夏期休暇の過ごし方の多様化に伴い、事業目的は達成したものと判断し、廃止します。 					
担当課	生活福祉課					

事業名	母子栄養食品支給	公開審査結果(7人)				
事業内容	低所得世帯の乳児、妊産婦に対する必要な援助として栄養摂取のため粉ミルクを支給する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
		3人	3人		1人	
主な意見	<p>(廃止) ●生活保護制度や子ども手当などにより、本事業の優先度は低くなっていると考えられる。 ●母子の健康保持に関する施策は、保健指導や各種健診など充実しており、制度創設当時と比較して環境が改善されていることから、本事業は廃止すべきである。廃止する場合には、すこやか赤ちゃん訪問事業などの機会を利用して実態を把握し、非課税世帯への支援に留意しながら他の手法での対応を検討されたい。</p> <p>(縮小) ●生活保護制度では、必要な食費が考慮されているうえ、子ども手当の充実などにより、本事業の対象者から生活保護世帯は外して良いものとする。本事業は段階的廃止を検討すべきであり、廃止に近い縮小と評価した。制度の再構築を行う場合は、妊産婦と乳児を分離し、栄養補給は粉ミルクに限定せず幅広い視点から検討されたい。</p> <p>(改善) ●利用者の実態調査を行い、より効果的な栄養補給の品目の改善を検討する必要がある。福祉的な観点から、サービスの水準を低下させるべきではない。</p>					
区の対応	●生活保護制度や子ども手当などの他制度の充実により当該事業の必要性が薄れつつあります。そのため、本事業については、平成24年度以降、新規の受付を行わず、平成23年度の受付分のうち平成25年度まで継続されるもののみ執行するなど、段階的に事業を縮小のうえ、平成25年度末をもって廃止します。					
担当課	健康づくり課					

事業名	介護予防事業費 (特別会計・一次予防事業)	公開審査結果(7人)				
事業内容	介護予防の大切さを広く普及啓発するため、運動教室や講座等の事業を実施する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
主な意見	<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業費の多くは、公園体操や65歳からの筋力アップなど介護予防に向けたプログラムを実施するための委託料であるが、プログラムの効果を十分検証し、委託内容を精査されたい。また、潜在的な対象者を発掘し、介護予防へと結び付ける方策を工夫されたい。 ●多くの高齢者が利用できるよう、区報やホームページにとどまらず広報の方法を見直すべきである。適正な利用者負担も検討すべきと考える。 ●健康づくりに向けた地域での自主的な活動との連携を図り、経費削減となるよう工夫されたい。 					
区の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の委託料については、プログラム効果を検証し、委託内容の精査を行います。また、高齢者関係を扱う他課との連携により情報を収集するとともに、潜在的な対象者を発掘し、介護予防に結びつけるよう努めます。 ●広報の方法については、区報やホームページのほか、老人クラブや自治会・町会、一次予防事業の実施の際に周知するなど取り組みます。 ●地域での自主的な活動や介護予防ボランティアとの連携を図り、効率的な運営に努めます。 					
担当課	高齢事業課					

事業名	健康づくり（健康入浴大学）	公開審査結果（7人）				
事業内容	区内浴場にて、健康教育及び健康体操等を実施する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
		5人	1人		1人	
主な意見	<p>（廃止） ●浴場を会場とする意義や効果が不明と感じる。介護予防事業のプログラムに組み込むことで、十分役割を果たせるものと考え、廃止すべきである。</p> <p>（縮小） ●介護予防事業のプログラムとの関連性を精査し整理するべきである。</p> <p>（改善） ●介護予防事業のプログラムも含め、年齢や身体機能の状況など利用者（対象者）の適正化を図るとともに、個人負担の導入など財源確保を検討されたい。</p>					
区への対応	●事業内容が介護予防事業と類似しており、内容や対象等が重複していると考えられるため、廃止します。					
担当課	健康づくり課					

事業名	区民大学	公開審査結果(8人)				
事業内容	現代社会の抱える様々な課題(人権、平和、子育て、健康、福祉、環境、まちづくり等)や区政課題に対する公共性・公益性の高い講座を実施する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
				1人	7人	
主な意見	<p>(現行どおり) ●改善の意味合いをこめての現行どおりという評価である。これまでの実績を活かして他の講座と合わせて積極的に実施し、講座を通じて生まれた団体の育成を図って欲しい。</p> <p>(改善) ●自主的な地域活動は、活動者自身の費用負担で行われることを考慮すれば、地域活動の人材育成を目的とする本事業も無料ではなく、自己負担を求めていくべきではないか考える。 ●民間講座やこらぼ大森(区民活動支援施設)との連携など地域力を活かすことも重要であり、区直営以外のスタイルで地域の自主性に任せる手法や講座を受講した区民が地域で自主的に活動するための支援策を検討する必要がある。 ●大学連携講座は単発であり仲間づくり、地域への広がりという講座の趣旨に沿わない面があるため必要性は薄い。 ●講座の開催会場の確保や受講後のアフターフォローなど他部署との連携を強化すべき。また、生涯学習リーダーを、講座の企画だけでなく広報の担い手として活用するなど、周知方法の工夫も検討されたい。</p>					
区の対応	<p>●区民大学は、区民が暮らしの中で抱える生活課題・地域課題等についての学習機会提供や生涯学習関連の人材育成など、公益性の高い内容の講座を実施しています。区民誰もが参加できるよう今後も無料で実施します。</p> <p>●大学連携講座について、区民の自主的な学習活動につながるよう、内容や実施方法など各大学との連携のあり方を平成24年度中に検討します。</p> <p>●より効果的な団体の育成支援のため、講座を契機として生まれた自主活動の現況について把握します。</p> <p>●講座の周知方法も含め、生涯学習リーダーの活躍の場を広げるよう平成24年度中に検討します。講座の実施会場の確保、自主活動の拠点作りについて、他部課との連携を図りながら、生涯学習センター構想※の中で検討します。 ※生涯学習センター：「おおた未来プラン10年」の中で、公共施設を活用した、生涯学習・スポーツ活動等の情報提供やコーディネート機能を持つ生涯学習センターの整備について計画。</p>					
担当課	社会教育課					

事業名	地域講座	公開審査結果(8人)				
事業内容	区民の主体的な学習活動の仕組みづくりを促すため、自主企画事業を実施できる団体の育成を図り、学習・活動を活かした講座を実施する。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
		3人	1人	2人	2人	
主な意見	<p>(廃止) ●他にも区の地域活動支援施策があることや内容が趣味的な要素が強く、既に多くの団体が地域で活動を行っており、事業継続の意義は薄いと考える。団体の固定化の傾向もあり、地域の自立に向けて区が手間をかけすぎである。 ●民間のカルチャースクールにあるような講座は民間に委ね、区は地域の活動へつなげる講座づくりに集中し、区民大学に一本化できないか、検討されたい。</p> <p>(縮小) ●他の区事業との整理統合が可能と考えるため、廃止に近い縮小と評価する。</p> <p>(現行どおり) ●地域のつながりが希薄化する中で、あまり費用をかけずに仲間づくりができる本事業は積極的に進めて欲しい。 ●ステップアップ講座は町会活動など他の活動にもノウハウの蓄積のため役立つのではないかと考える。</p> <p>(改善) ●参加費無料では、団体の自主性を損なう面もあり、適正な利用者負担の導入による財源確保に努めるべきである。 ●自主団体へのサポート(支援策)について区が関与する意義を再検討し内容の改善を図るべき。</p>					
区への対応	<p>●連携講座は地域で活動する社会教育関係団体等が活動の成果を活かして、企画・運営・指導する講座です。講座参加者にとっては生涯学習のきっかけを得ることができる事業であり、趣味・教養的な講座についても地域の学び合いの関係を広げるため、区として支援する必要があると考えています。</p> <p>●連携講座を実施した後、団体が自立し「自主講座の開設」をめざせるように働きかけます。また自主講座の開設に必要な環境の整備と支援体制について生涯学習センター構想の中で検討します。</p> <p>●ステップアップ講座は団体が地域に根ざし、生涯学習を通じた仲間・地域づくりをするために必要なノウハウ等を学習する講座であり、受講後の自主的な活動を支援するため、関係部局との連携を検討します。</p>					
担当課	社会教育課					

事業名	家庭・地域教育力向上支援事業	公開審査結果(8人)				
事業内容	家庭や地域の子どもに対する教育力を向上させ、子育てに係る様々な課題への話し合いや講習会などの事業支援を行う。	廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
		1人	1人	2人	3人	1人
主な意見	<p>(廃止) ●事業の目標、達成像が見えにくい。PTAなど特定団体への限定的な助成と見ることでもでき、公平性の見地から疑問がある。区民大学などとの企画内容の重複もあり、講座内容を精査し、区民大学と統合する方法もあると考える。</p> <p>(縮小) ●学習だけであれば区民大学での実施も可能である。地域の力を向上させるなどの目標を明確化し、それに見合った実施方法を検討すべきと考え、廃止に近い縮小と評価する。</p> <p>(改善) ●現状のままでは区民の関心が薄く意義が乏しい。事業内容はテーマを絞って進め、わかりやすく体系化する必要がある。地域の相談先としての意義はあるのではないかと考え、改善と評価する。 ●新一年生への保護者への教育はこのような場が重要である。企画内容の調整や他部局との連携などを行い、例えば携帯電話の扱いなど議論の必要があるものをテーマとして取り上げて欲しい。</p> <p>(現行どおり) ●主催団体側の地域に役に立ちたいという気持ちを大切に、活動を後押しする仕組みを検討してほしい。例えば、小学校入学など、節目での普及啓発や、集い、つながりを持つ機会として重要であるため、実施している学校を拡大するなど検討されたい。</p> <p>(拡充) ●核家族化や地域力が弱い現在、家庭力向上のための行政の支援は必要である。講座自体が開始して間もないことから、経過を注視していくべきである。関連部署と連携し、体系的に整理して充実させてほしいという条件付きで拡充と評価する。</p>					
区の対応	<p>未来を担う子どもたちを育てるために家庭や地域の教育力を向上させることは区の重要な課題であると考え、事業を充実させるため次のとおり取り組みます。</p> <p>●当事業は、家庭や地域における子ども教育についての講座や講演会をPTAや自主活動団体に委託する事業です。講座、講演会等のテーマや実施方法等について相談に対応できる区の体制づくりを進めるなど、実施団体の育成や自立に向けた支援を行い、広く区民の学習機会となるよう平成24年度中に検討します。</p> <p>●関係部局と連携し、事業の体系化や、対象となる保護者が参加しやすい仕組みづくりについて平成24年度中に検討します。</p>					
担当課	社会教育課					

事業名	住宅修築資金融資事務		公開審査結果(8人)				
事業内容	大田区内の住宅を修繕または増改築しようとする者に対し、融資のあっせんを行う。		廃止	縮小	現行どおり	改善	拡充
主な意見			<p>(廃止) ●耐震診断・助成制度など類似事業があるため事業を継続する必要性は低い。民間金融機関にも類似の金融商品があり、それらで代替可能であるため、使命を終えたと考える。廃止する場合には、現在の制度利用者に不利益が生じないよう対策を講じられたい。</p> <p>(縮小) ●アスベスト除去、介護保険では給付が受けられない高齢者のバリアフリー改修、台風被害の修繕などの場合には、金融機関の融資が難しいと考えられる。これらのケースに対する区の配慮が必要であると考え、廃止に近い縮小と評価する。</p>		7人	1人	
区への対応	<p>●目的を同じくする民間金融商品の充実などにより、近年は利用実績が低迷し事業の役割を終えたと考えられるため、平成23年度末で融資あっせんの新規受付を終了します。また、既に融資を受けている区民に不利益が生じないよう配慮し、住宅修築資金融資基金を減額のうち、基金の預金を行います。</p>						
担当課	住宅課						